

カンボジアの司法 ～民事訴訟法（再審）～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

1 はじめに

カンボジアの民法及び民事訴訟法は、日本の民法や民事訴訟法を基礎にしているため、その内容は日本法と非常に類似している上、日本の支援で完成したため、制定経緯に親近感を覚えることから、ややもすると、カンボジアの民事実務は、日本の民事実務と大差ないのではないかと想像されるかもしれない。

しかし、本職は、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官の職にあった当時から、JICA長期派遣専門家としてカンボジアに常駐している現在に至るまでの間、カンボジアの司法における様々な実務上の問題を目の当たりにし、条文上の記載だけからでは分からない実情を知る機会に恵まれた。

そこで、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実の問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしたい。

今号のテーマは、民事訴訟法に規定されている「再審」である。日本では、実務上、あまり注目されない分野かと思われるが、カンボジアにおける司法の実情を知る上で、非常に興味深いと考えたので、取り上げる次第である。

2 民事訴訟法上の再審について

(1) 手続の概要

カンボジアの民事事件に関する再審手続は、民事訴訟法 307 条以下（以下の条文は、特に明記しない限り、カンボジア民事訴訟法を意味する。）に規定されている¹。基本的には、日本法と同様であるが、その概要は、以下のとおりである。

再審を求める当事者は、再審の訴状を作成する。訴状の必要的記載事項は、当事者の氏名、再審の事由に該当する事実などであり（312 条 1 項）、再審の訴えの対象とする判決の写しを添付しなければならない（同条 2 項）。

この再審の訴えは、管轄のある裁判所に提起することになる。再審の訴えは、その対象とする判決をした裁判所の管轄に専属する（309 条 1 項）。カンボジアは、三審制を採用しているので、例えば、第一審（プノンペン始審裁判所）で本案判決がなされ、その判決が確定した場合、再審を求める当事者は、プノンペン始審裁判所に再審の訴えを提起することになる。

再審の訴えは、原則として、判決の確定後、当事者が再審の事由を知った日から 30 日

¹ カンボジア民事訴訟法の条文及び逐条解説は、ICDのホームページに掲載されているので、参照されたい。http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html

の期間内に提起しなければならない（311条1項本文）。

再審の訴えを受理した裁判所の手続は、2つの段階に分かれる。

まず、第1段階は、再審の訴えの適法性、再審事由の有無についての審理である。

例えば、再審の訴えを提起できる期間を経過している事案など、再審の訴えが不適法である場合には、裁判所は、決定で、再審の訴えを却下する（314条1項）。

そして、再審の訴えが適法であっても、再審の事由がない場合には、裁判所は、決定で、再審の請求を棄却しなければならない（同条2項）。

ここでいう再審の事由は、主として、307条に規定されている。

例えば、法律により関与することができない裁判官が判決に関与した場合（同条1項2号）が挙げられる。具体的には、裁判官に除斥事由（27条）があるにもかかわらず、当該事件の審理や判決をした場合などが考えられる。

また、任意代理権を欠いた場合（307条1項3号）も再審の事由になる。具体的には、当事者から有効な委任を受けていない弁護士が訴訟代理人として訴訟活動をした場合などが考えられる。

さらに、判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものである場合（同項6号）も列記されている。具体的には、当事者が自己に有利な判決を得るため、契約書を偽造し、これが判決の基礎にされて勝訴した場合などが考えられる。

いずれにしても、再審の訴えが適法で、再審の事由がある場合には、裁判所は、再審開始の決定をしなければならない（315条1項）。

次に、第2段階は、本案審理である。

再審開始の決定が確定した場合には、裁判所は、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする（316条1項）。再審の訴訟手続は、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用することになる（310条）。

そして、改めて審理した結果、再審の訴えの対象とする判決を正当とするときは、裁判所は、再審の請求を棄却しなければならない（316条2項）。

その他の場合には、裁判所は、再審の訴えの対象とする判決を取り消した上で、新たに裁判をしなければならない（同条3項）。例えば、再審の訴えの対象とする判決が、売買代金支払請求訴訟において原告の請求を棄却するという内容であった場合、裁判所は、その判決を取り消して、被告に対し、原告に代金を支払うように命じる裁判をすることになる。

以上のように、カンボジアの民事訴訟法上の再審は、手続的にも、内容的にも、日本の民事訴訟法における再審とほぼ同じであることが分かる。

(2) 日本との違い

もつとも、日本と異なる点もある。

具体的には、第三者による再審の訴え（318条）である。これは、「原告及び被告が共謀により第三者の権利又は利益を損なう目的をもって判決を得たときは、その第三者

は、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることができる。」（同条1項）というものである。

要するに、詐欺的な訴訟追行により被害を受ける第三者に再審の訴えを認めた規定である。この第三者は、確定した終局判決の当事者ではない点、前述の再審の事由（307条）がなくても再審の訴えを提起できる点で、特則になっている。このような規定は、かつて日本の民事訴訟法にも存在したが、現在の日本の民事訴訟法には存在しない。

この第三者による再審の訴えがどのような手続を予定しているのかについては、条文を読んだだけでは判然としなないところがあり、カンボジアの法曹からも質問を受けたことがある。

一例を紹介する。「この規定は、再審の訴えの一種であるから、通常の再審と同様、再審の訴えの対象とする判決を正当とするとき以外は、裁判所は、再審の訴えの対象とする判決を取り消した上で、新たに裁判しなければならない。この点に異論はない。しかし、更なる別の裁判を求めることもできるのか。」というものである。

例えば、再審の訴えの対象となる判決は、土地所有権確認請求に対し、原告の請求を認容したものであるとする。再審の訴えでは、裁判所は、この判決を取り消して、新たに、原告の請求を棄却するという裁判をした。通常の再審では、裁判所は、不服申立ての限度で裁判をするので、これ以上の裁判はできない。つまり、原告の請求を棄却することを受けて、被告に当該土地の所有権があることを確認するという判断まではできない。

しかし、第三者による再審の訴えの場合、「第1項による再審の訴えにおいては、原告及び被告を共同被告とする。」（318条2項）とし、必要的共同訴訟における審理の規律に関する規定を準用する（同条3項、41条）。

そこで、これは、裁判所がどういう裁判ができることを予定しているのかという疑問が生じる。例えば、1）第三者が、再審手続の中で、当該土地の所有権確認請求を提起した場合、裁判所は、その点についても、同じ再審手続の中で、統一的に判断できる又は判断しなければならないことを意味しているのか、2）条文上の「原告と被告を共同被告とする」という文言は、具体的にどのような効果を想定しているのかなどであり、本職が担当した勉強会の中でも、カンボジア法曹の間で意見が分かれた。

本職は民事法の研究者ではなく、本稿が外国法制や実務の紹介を目的とするものであって学術論文ではないことから、これ以上、学問的な議論には立ち入らない。むしろ、ここであえて指摘したいのは、カンボジアの実務では、少なくとも、民法や民事訴訟法に関し、上記のようなことがよく起こるということである。

つまり、上記の第三者による再審の規定のように、具体的な手続がイメージしにくい場合や、条文の文言の意味が一義的でなく、解釈が分かれる場合などにおいては、各人の見解が異なると、その意見を集約することが難しくなる。

原因の1つとしては、カンボジアには、日本と異なり、注釈書や解説書の類があまりないということが挙げられる。カンボジアの法曹にとっては、まずは条文が頼りであり、

わずかに存在する外国語から翻訳された注釈書等がその理解を助けてくれるが、そこに記載がなければ、常駐する長期専門家等に質問するしかない。このような実情は、カンボジアにおける法解釈の自立的発展にとって大きな障壁と思われる。

3 実務上の問題点

以下では、再審請求に関連し、実務上で頻発している問題点について紹介する。

(1) 再審請求に伴う執行停止の濫用

再審の訴えの提起があった場合において、裁判所は、当事者の申立てにより、強制執行の一時停止を命じることができる(366条1項1号)。この場合、当事者に担保を立てさせることもできる。また、当事者に担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命じることができる(同条2項)。もちろん、いずれも、再審の訴えについて、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点について疎明があったときでなければならない(同条1項1号)。このような規定は、基本的には、日本法と同様である。

しかし、カンボジアの実務では、この執行停止の申立てが濫用的に用いられることが問題となっている。

例えば、建物収去土地明渡請求訴訟において、第一審から上告審まで争われた結果、請求が認容され、被告が敗訴したとする。しかし、被告は、任意の明渡しを拒んでいた。そこで、勝訴した原告は、強制執行の申立てをしたところ、あくまでも明渡しを拒みたい被告は、再審の事由が特にないにもかかわらず、強制執行を停止させたいがために、再審の訴えを提起し、強制執行の一時停止を申し立てた。

この場合、前述のように、裁判所は、強制執行の一時停止を命じることが「できる」(裁量的)だけであるから、要件を吟味し、再審の事由がないのであれば、強制執行の一時停止の申立てを排斥すればよい。しかし、現実には、カンボジア社会における様々な特殊事情が影響し、裁判所が容易に強制執行の一時停止を認めてしまうことがある。そうすると、勝訴した原告は、せっかく勝訴判決を得ても、その権利を実現することができなくなってしまう。敗訴した被告としては、時間稼ぎをすることができ、土地上の建物を第三者に賃貸している事案などでは、時間稼ぎをしている間、賃料収入などを事実上取得できてしまう。

再審が濫用的に用いられると、言うまでもなく、正当な権利の実現が遅くなり、裁判に対する信頼が低下し、公平で迅速な紛争解決が遠のく結果となる。これは、法理論的な問題にとどまらず、カンボジア経済の発展にとっても好ましくない。カンボジアの経済は、外国企業の誘致なくしては成り立たないと思われるが、通常、多くの外国企業は、カンボジアへの進出に当たり、そのリスクを分析するはずである。その1つには、取引先と契約上の問題が生じた場合、裁判所での解決が見込めるのかという点も含まれよう。もし、勝訴判決を得ても権利の実現が困難で、裁判の長期化で費用もかさむなどという事態が常態化してしまうと、カンボジアへの進出をためらう企業も増えると予想さ

れる。また、裁判制度を利用せずに、他の非公式な方法で解決を図る企業が増えれば、司法的救済への信頼が低下して、更なる悪循環に陥りかねない。

再審請求に伴う執行停止の濫用に対する画期的な解決方法は見当たらないが、少なくとも裁判官が法令のみに従って、再審請求に伴う強制執行の一時停止について適切な判断をすれば、事態は改善するといえよう。その意味でも、裁判官の育成は必須である。

(2) 再審と裁判所構成法 62 条 2 項

確定した終局判決に対し、不服を申し立てるためには、307 条 1 項各号で規定する再審の事由が必要となる。ただし、当事者が上訴によりその事由を主張したときや、その事由があることを知りながら主張しなかったときは、この限りでないとされている（同項ただし書）。このように、再審は、かなり補充的で例外的な制度として位置付けられており、確定した終局判決の法的安定性が十分に尊重されている。このような位置付けは、基本的に、日本法と同様である。

しかし、裁判所構成法では、最高裁判所の大法廷について、「大法廷は、司法大臣を通じ、司法官職高等評議会²の議長である国王から、いずれかの事件に対する再審理及び再判断の要求があった場合に、それらを審理するためにも設立される。」（同法 62 条 2 項）と規定されている。つまり、終局判決が確定していたとしても、国王からの要求があれば、再審理をしなければならない規定であるようにも読める。

そこで、請願権（憲法 35 条 2 項）等に基づき、確定判決への不満を国王や関係機関に申し立てる国民も多い。もちろん、前掲の裁判所構成法 62 条 2 項の規定を知った上で申し立てる者もいるかもしれないが、多くの場合、カンボジアが「王国」であるため、国民にとっては、困ったら最後は国王に陳情するという意識があるようで、結果的に、同条項に該当し得るような申立てが増える状況になる。

この点に関しては、条文上、「司法官職高等評議会の議長である」との留保が付いていることから、およそ無制限に国王からの要求を認める趣旨ではなく、司法官職高等評議会の職務に関連した国王の要求を前提にしていると解するのが妥当であろう。そうでなければ、およそ国王からの要求があった場合には、全ての事件を再審理しなければなくなり、民事訴訟法が再審制度を補充的で例外的なものとして位置付けている意味がなくなってしまう。

したがって、事件が司法官職高等評議会の職務である裁判官の業務停止や除名等に関連するものであれば、裁判所構成法 62 条 2 項に基づいて再審理をすることになるが、そのような関連性がないものであれば、法的には、再審理をする必要はないことになりう。こう解することで、再審制度の位置付けと一応整合的に理解することができるはずであ

² 司法官職高等評議会については、「司法官職高等評議会の構成及び運営に関する法律」（2014 年）において、構成員や任務などが規定されている。例えば、国王を議長とし、司法大臣を始めとする最高裁判所長官等の委員によって構成される。裁判官等の任命、配置転換、業務停止、除名等に関する全ての決定を行う。

る。

もっとも、問題は、法的に再審理をする必要がないといっても、「王国」において、国王からの要求があったものについて、法的に要件を満たさないとの理由で排斥すれば済むのかという点である。

カンボジアの実務では、このような問題に限らず、法的な観点から論理的に検討すると、一応の結論に至るが、現実にはそれだけでは解決しないという問題にしばしば直面する。その際、司法が実質的にも独立し、信頼できる機関として相応の影響力が確保されていれば、法的な観点からの論理的な結論が十分に尊重されるはずである。その意味で、カンボジアにおいて、今後、司法がどのような地位を築いていくのかが重要な鍵となる。

4 おわりに

以上のように、「再審」をテーマとして、カンボジアの司法を垣間見てきたが、制度としては日本法と同様であっても、そこで生じる実務上の問題は、全く日本とは異なる。そのため、日本法ではあまり論点とならないようなことや、自明と考えられているようなことについて再考する機会が多い。カンボジアの実務について、これを興味深い法文化と捉えるか、未成熟な法文化と捉えるかは、読者の皆さんに委ねたい。